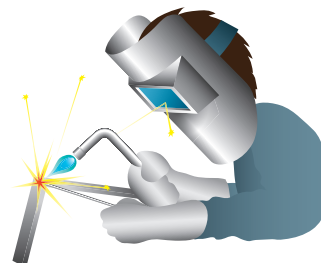


事業者が重点的に講ずべき措置の概要

1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業にかかる粉じん障害防止対策を進めましょう。

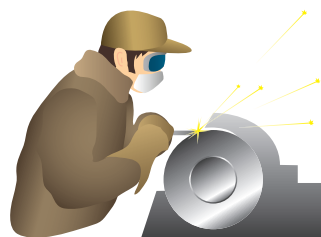
粉じん則及びじん肺法施行規則の改正（平成24年4月1日施行）により、屋外での作業を含め、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に従事する労働者は、有効な呼吸用保護具の着用が必要となりました。この周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、作業場の見やすい場所へ掲示するとともに、「保護具着用管理責任者」を選任し、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理を推進しましょう。また、電動ファン付き呼吸用保護具の着用も推進しましょう。



2 金属等の研磨作業にかかる粉じん障害防止対策を進めましょう。

局所排気装置の設置等粉じん発生源に対する措置を徹底するとともに、「検査・点検責任者」を選任し、局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検を実施しましょう。

また、特別教育等を実施するとともに、「堆積粉じん清掃責任者」を選任し、堆積粉じん除去のための清掃を推進しましょう。



3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策を進めましょう。

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付呼吸用保護具の使用に当たっては、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付けを行いましょう。

